

「生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会」に関する中間報告
(第3回研究会について)

令和3年2月4日
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

第3回研究会概要

1月29日(金)に、第3回研究会を開催。「①雇用者報酬について」、「②営業余剰・混合所得について」が主な議題であった。(※配布資料については、別紙参照)

① 雇用者報酬について

内閣府より、雇用者報酬のうち太宗を占める、「その他の産業における現金給与」と「役員報酬」について、『毎月勤労統計』と『労働力調査』を用いた現行推計と『民間給与実態統計調査』、『法人企業統計』との比較について説明を行った。

委員からは、公的企業の扱いや役員の定義範囲についての質問等があった。

② 営業余剰・混合所得について

内閣府より、営業余剰・混合所得と『経済センサスー活動調査』との比較、営業余剰について『法人企業統計調査』を基にした試算について説明を行った。固定資本減耗と減価償却等を中心に、SNAと企業会計の概念差について調整を行う必要がある点について議論が行われた。

③ 今後の予定について

内閣府より、今後の予定について説明した。研究会を、2月中に1回、3月中に1回開催するとともに、これまでの議論を踏まえ、年度内に報告書を取りまとめる。また、営業余剰の推計について、税務統計の利用可能性についての検討や四半期での試算等を行う。

(以上)

(参考資料)

生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会
(第3回)

議 事 次 第

日 時 令和3年1月29日(金) 10時00分～12時00分

場 所 Web会議 (Zoom)

議 事

- (1) JSNAにおける雇用者報酬の推計について
- (2) 第1回及び第2回研究会における課題について
- (3) その他

配付資料

資料1 雇用者報酬について

資料2 営業余剰・混合所得について

参考資料1 SNA、企業会計、税務会計の概念差等について

参考資料2 アメリカにおけるGDIの推計・調整方法等について

雇用者報酬について

令和3年1月29日
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

検討の背景

- 雇用者報酬推計の太宗（※1）は、一人あたり賃金（『毎月勤労統計』）×労働者数（『労働力調査』等）により推計している。
- 類似の計数を推計するために現状用いることのできる調査としては、『民間給与実態統計調査』や『法人企業統計』が考えられる。
⇒これらを比較することで「雇用者報酬」の動きについて検証する。（※2）

（※1）雇用者報酬のうち賃金・俸給は、農林水産業・公務・その他の産業ごとに推計。農林水産業は、農業経営統計調査等により、公務は、地方財政統計年報等により推計。その他の産業は、産業別に上記統計を用いて推計（詳細については、参考1）。

（※2）賃金・俸給の内訳金額は、非公表であるため、推計手法解説書を基に、雇用者報酬の推計手法の再現を行い、比較用の現行推計値の試算値を作成した。

ポイント

● 『民間給与実態統計調査』（詳細は参考2）では、雇用者全体（民間事業所に限る）の給与所得及び勤続1年以上の役員の給与所得が公表されている。ここでは、給与所得とSNA雇用者報酬のうち現金給与及び役員報酬について比較・検討する。

● 源泉徴収義務者に対して給与所得者数、年間給与支給総額、給与支給総額に対する源泉徴収税額等が調査対象となっており、給与所得者数から雇用者数、年間給与支給総額から現金給与（役員への現金給与も含む）と同等の計数が得られるのではないか。

● 結果は、次頁の通り

● 『民間給与実態統計調査』を用いるメリット・デメリット

メリット：

- ・ 対象事業所が、労働者数や会社規模〇人以上ではなく、源泉徴収義務者（民間の事業所に限る。）を対象としており、カバレッジが広い。
- ・ 特定月ではなく、賞与も含んだ年間給与所得が把握できる。（他の賃金統計である、職種別民間給与実態調査（人事院）や賃金構造基本統計調査（厚生労働省）は特定月が調査対象）
- ・ 14業種（産業分類）別に把握可能である。

デメリット：

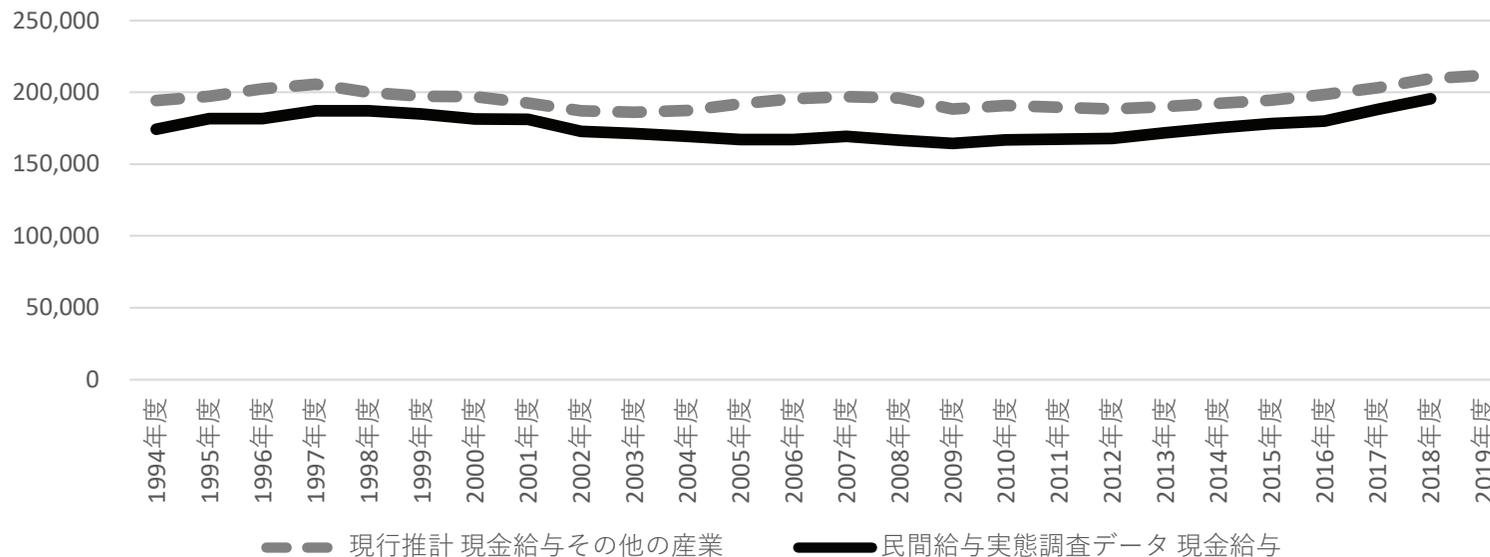
- ・ 年間給与支給総額にはSNAでは雇用者報酬に含まれない交際費が含まれる。
- ・ 本調査は、暦年調査であり、四半期分割には別の統計を用いる必要がある。

①民間給与と実態統計調査による試算

・現金給与（その他産業）

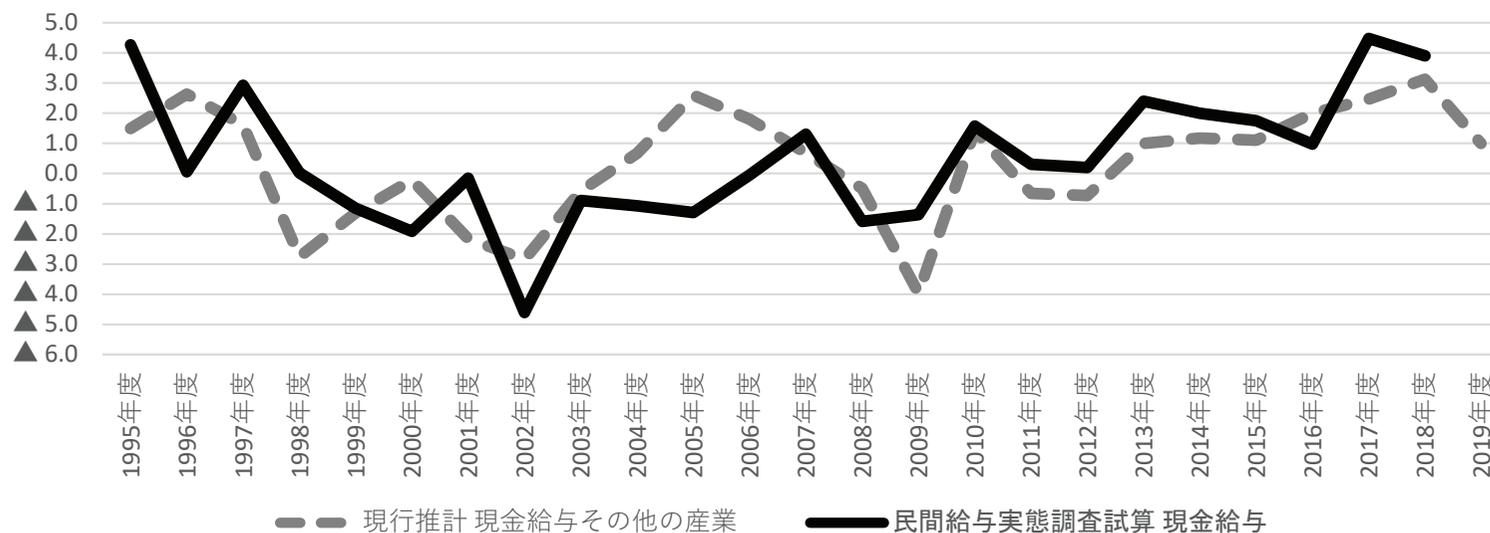
(10億円)

【実額】現金給与（その他産業）比較



(%)

【前年比】現金給与（その他産業）比較



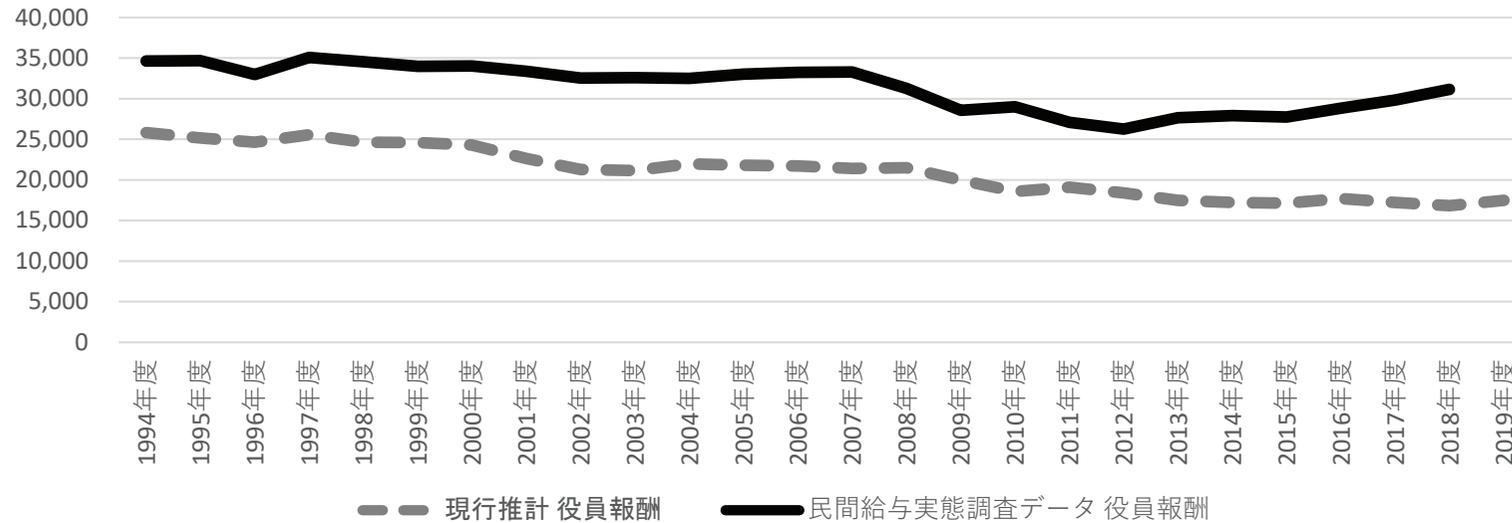
※資料中、「現行推計」としているものは、現行推計方法を再現したものであり、実際の公表値とは異なる(次ページ以降についても同じ。)

①民間給与実態統計調査による試算

・役員報酬（その他産業）

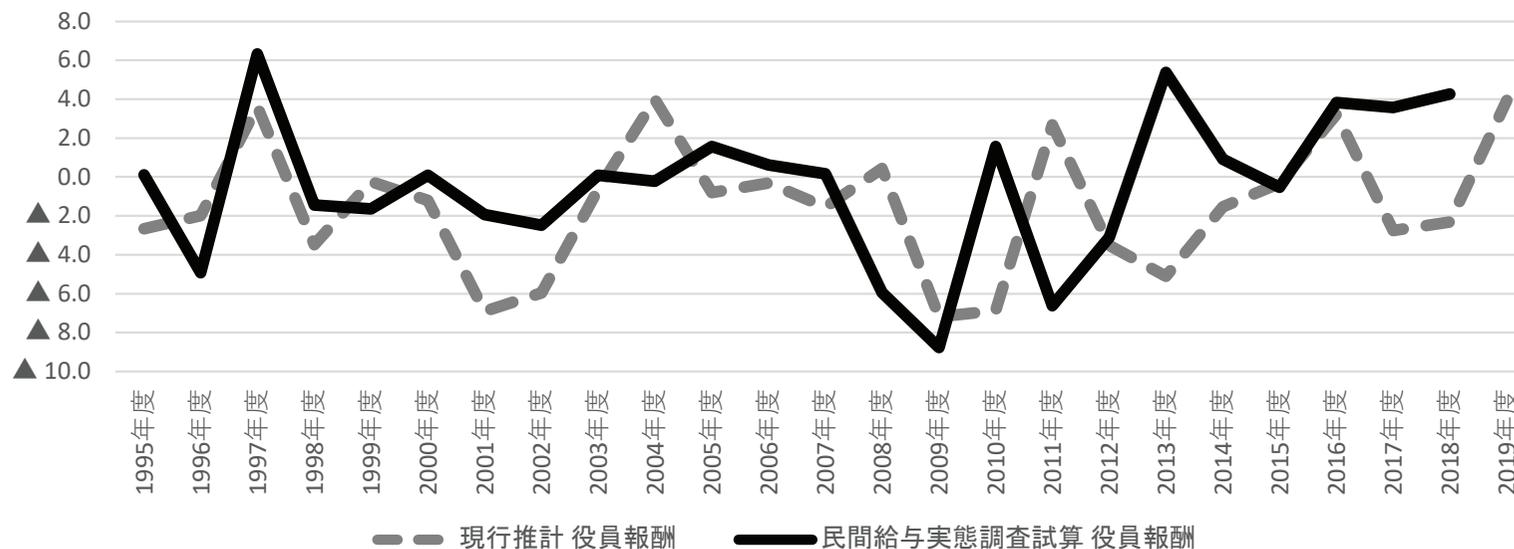
(10億円)

【実額】役員報酬（その他産業）比較



(%)

【前年比】役員報酬（その他産業）比較

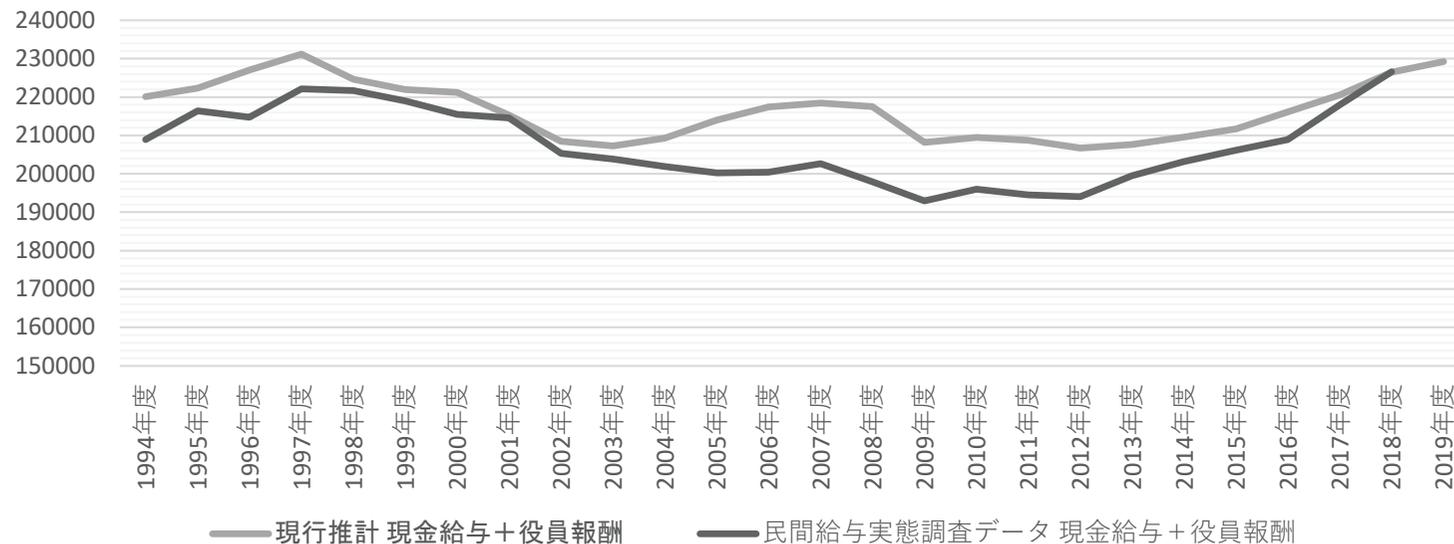


『民間給与実態統計調査』を用いた試算との比較

結論

- ・ 現行推計と民間給与実態統計調査における水準を比較すると、現金給与は現行推計の方が高い水準となる一方、役員報酬は民間給与実態統計調査の方が高い水準となっている。
- ・ これら、その他産業の現金給与と役員報酬を合計し、比較すると、概ね水準としては、足元では同程度であると言える。
- ・ 役員定義が、現行推計に利用している労働力調査は、調査対象者自身が役員と認識しているかである一方、民間給与実態統計調査では、法人の取締役、監査役、理事、監事等と定義しているため、差が生じていると思われる。

(10億円) その他産業の現金給与 + 役員報酬の比較



『法人企業統計調査』を用いた試算との比較

ポイント

● 『法人企業統計調査』では、「従業員給与」、「従業員賞与」、「役員給与」、「役員賞与」が公表されている。ここでは、「従業員給与」と「従業員賞与」の合計値と雇用者報酬のうちその他産業の現金給与について及び「役員給与」と「役員賞与」の合計値と役員報酬を比較・検討する。

● 結果は、次頁の通り

● 『法人企業統計調査』を用いるメリット・デメリット

メリット：業種別、四半期値が把握できる。

デメリット：特になし

(※) 法企における「役員数」「従業員数」「役員給与」「従業員給与」
…「役員数」は常勤、非常勤を問わず、経費としての給与を受ける期中平均人員であり、「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員（総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの）との合計です。給与額は、それぞれの人員に対して当期中に支払うべき総額であり、売上原価及び販売費・一般管理費に含まれるものの合計額です。（財務省HPより抜粋）

(※) 金融・保険業については、
産業については、2008年度分から金融・保険業を含む全産業分のデータが公表されている。それ以前は金融保険業を除く全産業の値しか存在しない。したがって、金融保険業を含む全産業の値が存在しない1994年度から2007年度までの推計においては、2008年度のリンク係数を用いて以下の式で推計を行うこととした。

1994年度～2007年度の計数

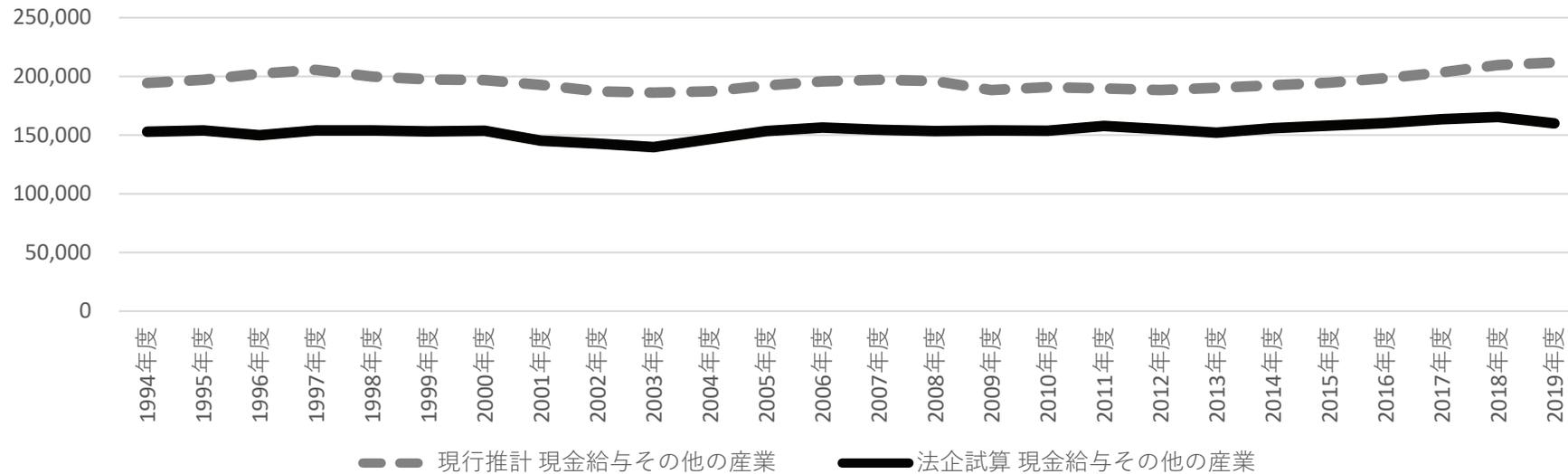
= 1994年度～2007年度金融・保険業除く全産業の計数 × 2008年度の金融・保険業含む全産業の計数 / 2008年度の金融・保険業除く全産業の計数

②法人企業統計調査による試算

・現金給与（その他産業）

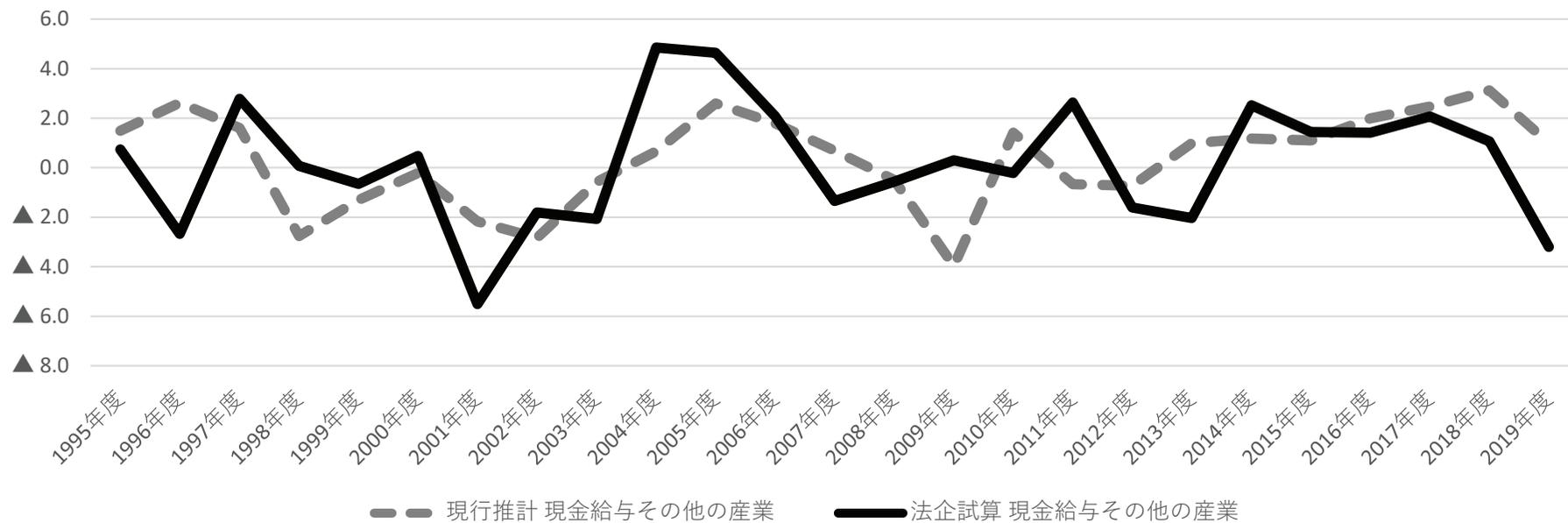
(10億円)

【実額】現金給与（その他産業）比較



(%)

【前年比】現金給与（その他産業）比較

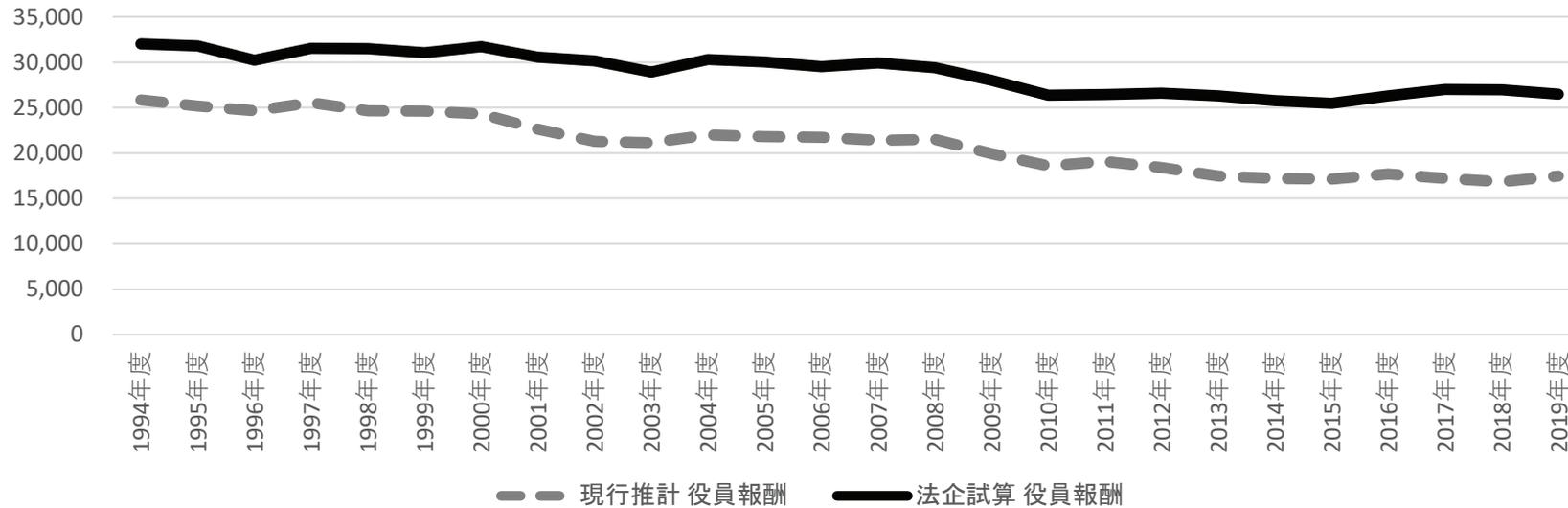


②法人企業統計調査による試算

・役員報酬（その他産業）

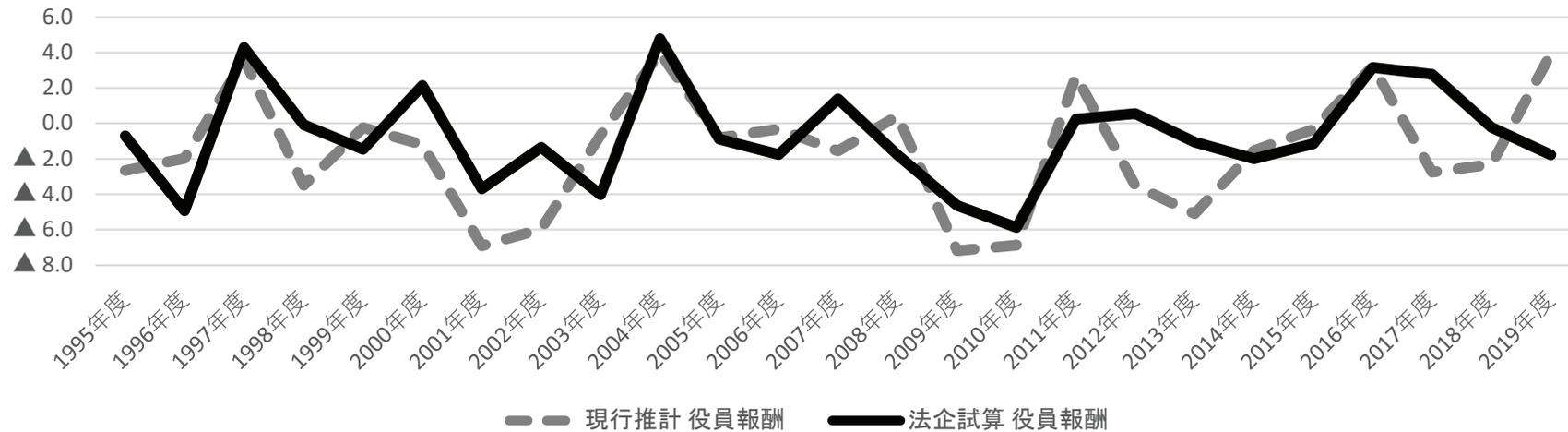
(10億円)

【実額】役員報酬（その他産業）比較



(%)

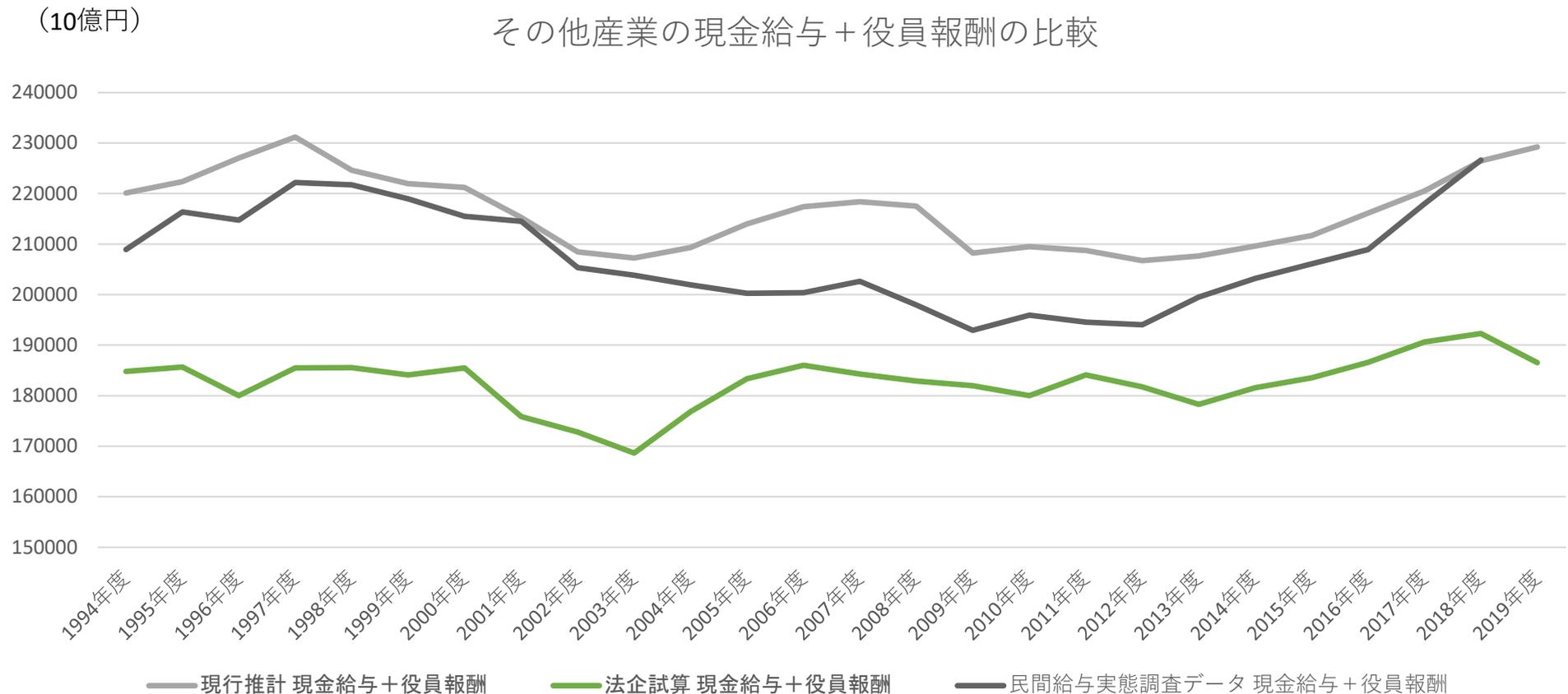
【前年比】役員報酬（その他産業）比較



『法人企業統計調査』を用いた試算との比較

結論

- ・ 現行推計と法人企業統計調査における水準を比較するとその他産業の現金給与は現行推計の方が高い水準となる一方、役員報酬は法人企業統計調査の方が高い水準となっている。
- ・ これらを合計し、比較すると、現行推計値や民間給与実態調査の水準より低くなっている。
- ・ 四半期値が把握できるという有用性はあるものの、水準の違いについて、さらなる検証が必要である。



(参考1)雇用者報酬の推計方法(概要)①

- 雇用者報酬は、まず賃金・俸給、雇主の社会負担のそれぞれを推計し、これに『国際収支統計』から推計した海外へ支払われた雇用者報酬を除くとともに、海外から受け取った雇用者報酬を加えて国民概念で表章する。
- 下図の構成項目毎に基礎統計等を用いて推計し、合計している。個別の推計方法の詳細は省略するが、今回の課題の中心である①賃金・俸給のうちa.現金給与の推計方法については、次ページ参照。

(公表値)

雇用者報酬の構成項目	推計方法概要	2019年度 (10億円)
雇用者報酬(国内)	①. ②. の総和(積み上げ)	287,864.5
①. 賃金・俸給(国内)	①-a.b.c.d.e.f.の総和(積み上げ)	244,027.0
①-a. 現金給与	①-a-(a). (b). (c). の総和(積み上げ)	
①-a-(a). 農林水産業	農業経営統計調査等より	
①-a-(b). 公務	国の決算書などより	
①-a-(c). その他の産業	①-a-(c)-ア. イ. の総和(積み上げ)	
①-a-(c)-ア. 産業ごとの現金給与総額	現金給与単価(毎月勤労統計)×雇用者数(労働力統計)	
①-a-(c)-イ. 船員の現金給与総額	現金給与単価×雇用者数(ともに船員労働統計等)	
①-b. 役員報酬	常用雇用現金給与単価×役員報酬格差率×役員数	
①-c. 議員歳費	地方財政統計年報	
①-d. 現物給与	現金給与総額×現物給与比率	
①-e. 給与住宅差額家賃	家計統計等より	
①-f. 雇用者ストックオプション	法人企業統計等より	
②. 雇主の社会負担	②-a.b..の総和(積み上げ)	43,837.5
②-a. 雇主の現実社会負担	各種事業報告書より	41,437.5
②-b. 雇主の帰属社会負担	各種事業報告書より	2,400.0

①賃金・俸給のうちa.現金給与の推計方法

法人企業の役員や議員等以外の雇用者に対する現金給与である。農林水産業、公務及びその他の産業ごとに推計する。

(a) 農林水産業

農家、農家以外の農業企業体、林家、林家以外の林業企業体、漁家及び漁家以外の漁業企業体の別に、『農業経営統計調査』、『林業経営統計調査』、『漁業経営調査』（以上、農林水産省）、『法人企業統計』等を用いて推計する。具体的には、農業のうち農業企業体分であれば、一人あたり給与に非農家雇用者数を乗じる方法で推計する。

(b) 公務

国の各会計の決算書、『地方財政統計年報』、『経済センサス-基礎調査』、『地方公務員給与の実態』等により、政府活動のうち産業分類が公務となるものについて把握の上、推計する。

(c) その他の産業

ア. 産業ごとの現金給与総額

産業別（※）、四半期別に雇用者数及び一人あたり現金給与額を求め、これらを乗じて現金給与額とする。

雇用者数は5年ごとの『国勢統計』（総務省）を基礎資料として、中間時点を『労働力統計』の動向で補間して求める。雇用者数には2つ以上の仕事に従事し、かつ事業所が異なる場合はそれぞれ一人として数えた副業者分も含まれている。

一人あたり現金給与額については『毎月勤労統計』により求める。

イ. 船員の現金給与総額

『毎月勤労統計』の調査対象とならない運輸業の船員については、『船員労働統計』（国土交通省）等から一人あたり現金給与額及び船員数を求め、それを乗じる方法で推計する。

（※）「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸・郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」及び「サービス業」

民間給与実態統計調査概要

調査の目的等

- 民間給与の実態を明らかにし、租税に関する制度及び税務行政の運営に必要な基本的事項を明らかにすることを目的とする民間給与実態統計(基幹統計)を作成することを目的としている。

調査の概要

調査実施機関

国税庁長官官房企画課 (発送・回収・コールセンター等の業務は民間委託)

標本事業所及び抽出方法

- ・標本事業所数: 約28,000(源泉徴収義務者) 【母集団数: 約350万】
- ・抽出方法: 源泉徴収義務者名簿(母集団名簿)を基に、源泉徴収義務者を、国税局別(ブロック別)、給与所得者数階級別(層)に区分して、無作為抽出。その後、標本事業所において、標本給与所得者を層ごとの抽出率に基づき無作為抽出(2段階抽出)。

調査事項

【源泉徴収義務者に関する事項】

名称又は氏名、所在地又は住所、企業の主な業務、給与所得者用調査票の層番号及び人員数、組織及び資本金、給与所得者数、年間給与支給総額、給与支給総額に対する年間源泉徴収税額

【給与所得者に関する事項】

給与所得者の氏名又は記号等、性別、年齢、勤続年数及び職務、年中の給与の受給月数、年末調整の有無、扶養親族の内訳、給与の金額、諸控除(所得控除額及び税額控除額)の内訳、年税額

調査系統

国税庁－民間事業者－報告者

調査方法

郵送・オンライン調査

調査期間

調査の周期: 1年
調査の実施期間: 毎年1月第2週～2月末日

公表期日

概要: 調査実施年の9月末日
詳細: 調査実施年の11月末日

営業余剰・混合所得について

令和3年1月29日

内閣府経済社会総合研究所

国民経済計算部

- 第2回研究会において、営業余剰・混合所得について議題としたが、その際に、残差による推計ではなく、直接推計の方法の検討を試みることにしたところ。
- 企業会計とSNAとの違い等を踏まえ、下記について、比較及び試算を行った。
 - （1）経済センサス活動調査との比較
 - （2）法人企業統計季報および経済センサス活動調査を用いた試算

(1) 経済センサス活動調査との比較

- 経済センサス活動調査を用いて、産業別に営業余剰・混合所得を推計した。(調査対象年：2011, 2015年)
- 具体的には、産業別に経済センサス活動調査における売上(収入)金額から費用総額を控除することで、「営業余剰・混合所得」を求めた。

(※1) SNA経済活動別産業分類に合わせるように産業組替え等を行った。具体的には、経済センサス活動調査では「Rサービス業(他に分類されないもの)」に入る「廃棄物処理業」、また「K不動産、物品賃貸業」に入る「物品賃貸業」について、前者をSNA分類「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」に組み換え、後者を「専門・科学技術、業務支援サービス業」に組み替えた。また、宇南山(2016)の手法にのっとり、「学校教育」・「社会保険・社会福祉・介護事業」・「宗教」については対家計民間非営利サービスに該当するものとし、除外した。

(※2) 平成24年経済センサス活動調査は、売上にかかる消費税が一部含まれていない可能性があり、参考系列で消費税込みに統一した数値が公表されている。集計値に対する税込集計値の比率が102.1%であることから、平成24年経済センサス活動調査から営業余剰を求める際は、「売上(収入)金額×1.021-費用総額」で求めた。

(※3) 経済センサス活動調査の調査対象外である個人企業分(農林水産業)については、試算の対象外である。

(1) 経済センサス活動調査との比較

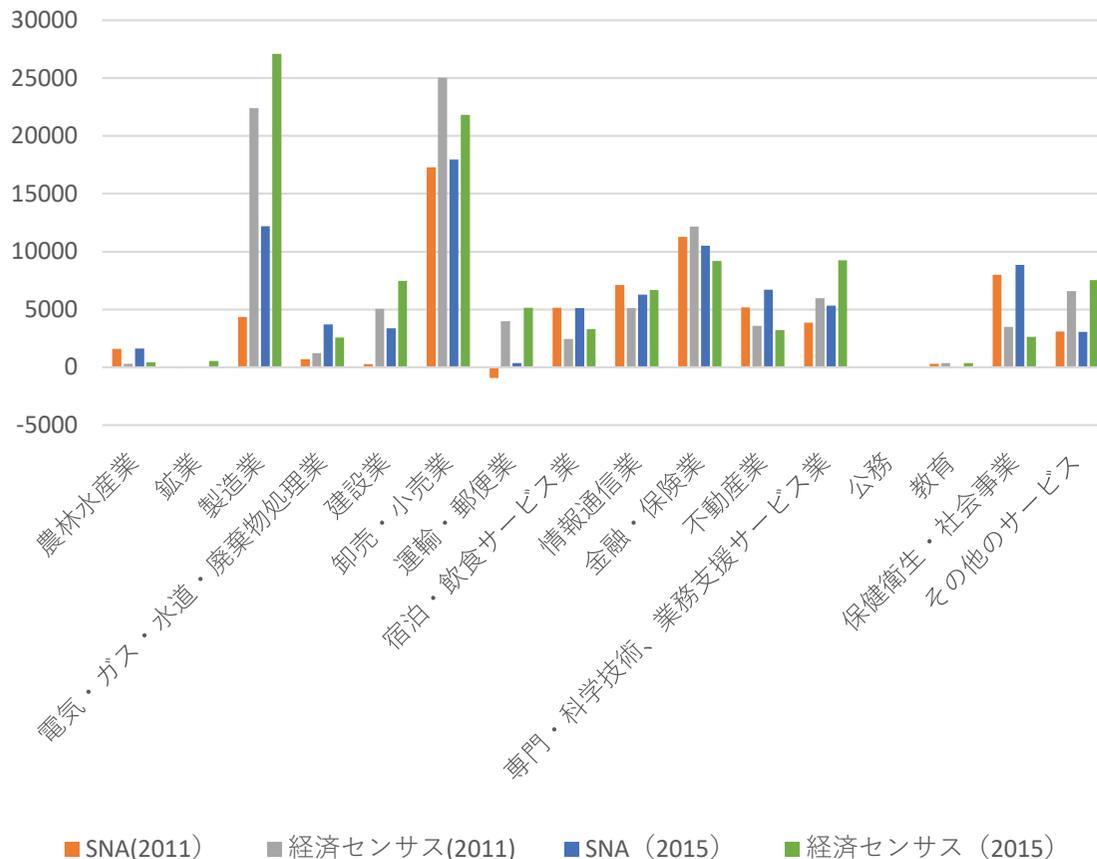
- 産業計で比較すると、経済センサス活動調査の方が、2011年は31兆円ほど、2015年は22兆円ほど大きかった。
- 産業別に比較すると、乖離が大きい産業は「製造業(「電気機械」「輸送用機械」「その他の製造業)」、「卸売・小売業」であった。

◇産業計 (10億円)

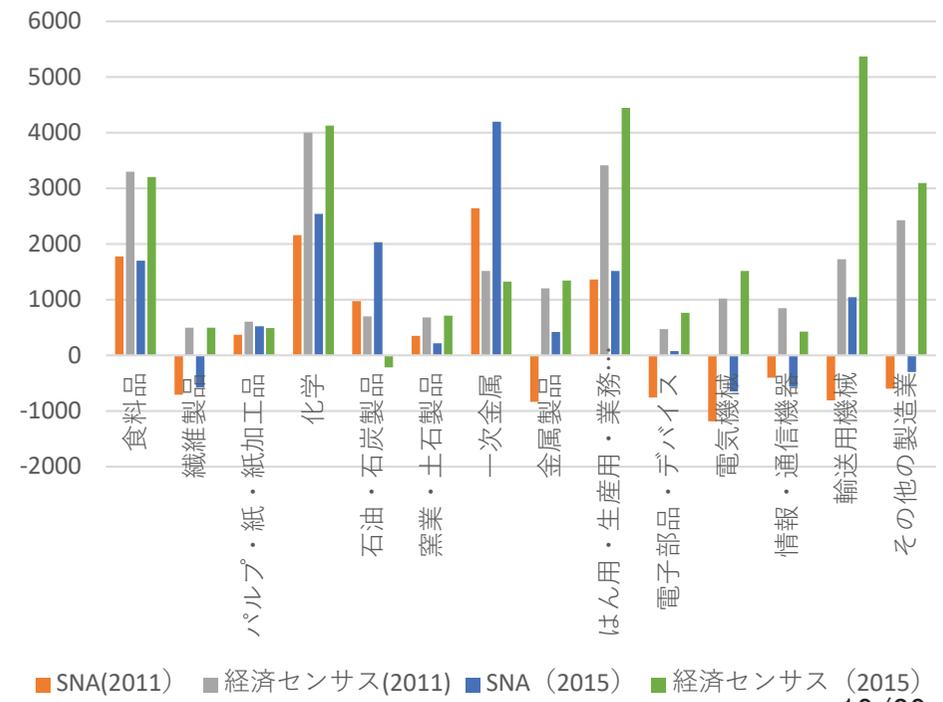
(10億円)	SNA	経済センサス
2011	67,029	97,704
2015	85,002	107,189

・ SNA：営業余剰・混合所得－持ち家の営業余剰
 ・ 経済センサス：売上（収入）金額－費用総額（※経済センサスは全数調査であるが、調査対象外である農林水産業の混合所得相当は含まれない）

◇産業別 (10億円)



製造業詳細



(2) 法人企業統計を用いた試算

- 先行研究を参考に、法人企業統計調査及び経済センサス活動調査を用いて、産業別に営業余剰の試算を行った。（調査対象年：2011, 2015年）
- 推計式は以下のとおり

法人企業統計季報から算出する営業余剰（純）

$$\begin{aligned} &= \text{法人企業統計季報「営業利益」} \times (1 - \text{外国税率※}) \\ &+ \text{法人企業統計季報「減価償却費」} \\ &- \text{経済センサス減価償却費（会社企業\&会社以外の法人分）} \\ &+ \text{経済センサス設備投資（会社企業\&会社以外の法人分）} \\ &- \text{法人企業統計季報「設備投資」} \end{aligned}$$

※外国税率 = 会社標本調査「外国税額」 / 会社標本調査「算出税額」

- ・小川・藤原（2016）を参考に試算。小川・藤原（2016）ではSNAの公表値を用いているが、経済センサス活動調査を用いて、2011年と2015年の試算を行った。
- ・宇南山（2016）の手法にのっとり、「学校教育」・「社会保険・社会福祉・介護事業」・「宗教」については対家計民間非営利サービスに該当するものとし、除外した。
- ・会社標本調査を用いて産業別に外国税率を算出したが、会社標本調査で存在しない産業については適宜値を考慮した。例えば、専門・科学技術、業務支援サービス業、教育、保健衛生・社会事業、その他のサービスについてはすべて会社標本調査における「サービス」の値を用いて外国税率を求めることとした。
- ・法人企業統計季報「営業利益」を用いているが、金融・保険業分は項目がないため、今回の試算では、金融保険業を除く試算とした。

(2) 法人企業統計を用いた試算

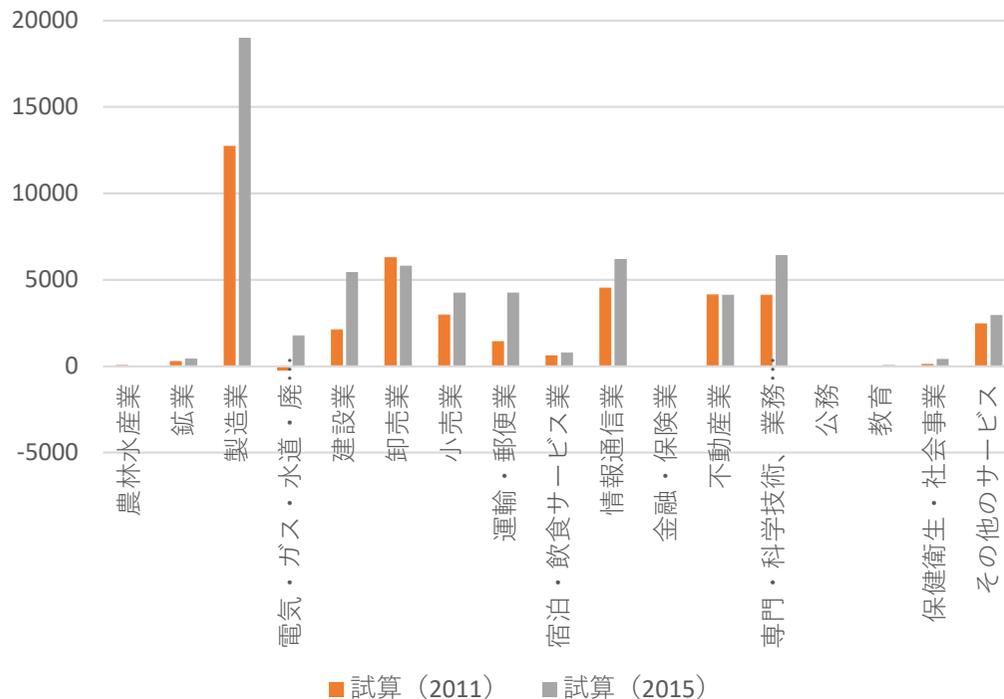
- 試算結果と現行SNA（非金融法人企業の営業余剰）を比較すると、概ね同程度の水準となった。
- 引き続き、より詳細な検討を行いたい。

◇産業計（10億円）

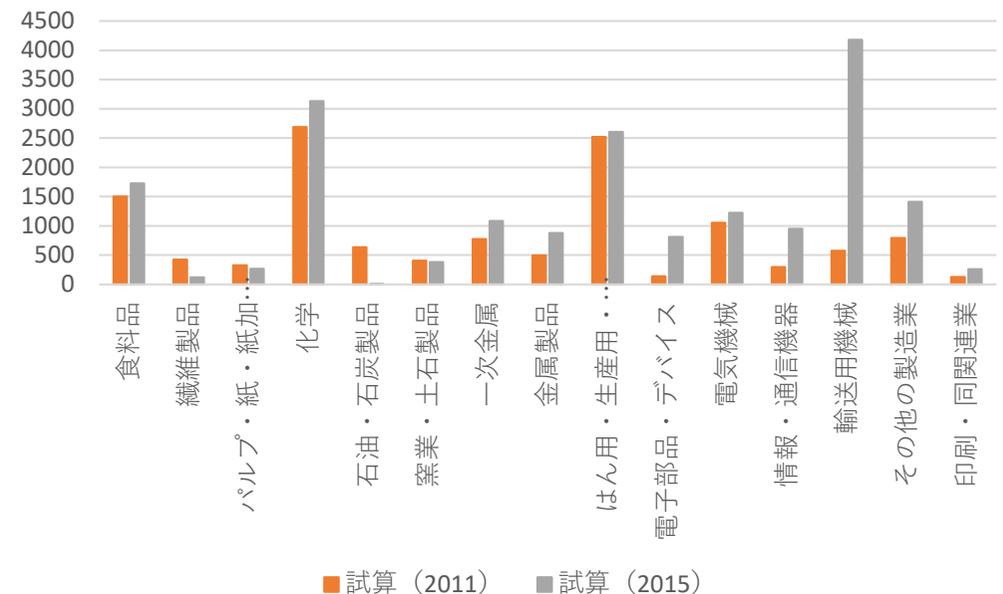
	SNA	試算
2011	42,808	41,848
2015	59,524	62,033

- ・ SNA：非金融法人企業の営業余剰
- ・ 試算：金融保険業を除く法人企業統計季報から算出する営業余剰（純）

◇産業別（10億円）



製造業詳細



- ・ 宇南山卓 (2016) 「経済センサス-活動調査とSNA」 『統計』 2016年4月号
- ・ 藤原裕行・小川泰堯 (2016) 「税務データを用いた分配側GDPの試算」 『日本銀行ワーキングペーパーシリーズ』 No.16-J-9 2016年7月
- ・ 山岸圭輔 (2018) 「法人企業統計を用いた営業余剰の推計」 『季刊国民経済計算』 No.163

SNA、企業会計、税務統計の概念差について

2021年1月

1. 対象

SNA(2008)	企業会計 会計基準	財務省 法人企業統計	国税庁 会社標本調査
	<p>日本のすべての会社 (株式会社・合同会社・合名会社・合資会社) は、会社法によって計算書類及び事業報告並び にこれらの附属明細書の作成が義務付けられてい る(会社法第435条第2項、第617条第2項)。</p>	<p>営利法人等 (営利法人等とは、本邦に本店を有する合名会 社、合資会社、合同会社及び株式会社並びに 本邦に主たる事務所を有する信用金庫、信用金 庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合 会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金 庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同 組合連合会、信用水産加工業協同組合連合 会、生命保険相互会社及び損害保険相互会 社)</p>	<p>内国普通法人(休業、清算中、一般社団・財 団法人(法人税法第2条九の二に規定する非 営利型法人を除く。)及び特殊な法人を除く。) のうち、その年の4/1から翌年3/31までの間に終 了した各事業年度が対象(この間に事業年度が 2回以上終了した法人にあってはその全事業年 度) ※翌年7/31現在でとりまとめ</p>

2. 抽出方法

SNA(2008)	企業会計 会計基準	財務省 法人企業統計	国税庁 会社標本調査
<p>－ ※全数調査のため</p>	<p>－ ※全企業対象のため</p>	<p>調査対象の業種、資本金階層別に、資本金一定規模以上は全数抽出、一定規模未満は標本抽出（ローテーション・サンプリング手法）。抽出方法は下記のとおり。</p> <p>（1）金融業、保険業以外の業種 業種別及び資本金階層別に層化し、資本金5億円未満の各階層は等確率系統抽出により抽出、資本金5億円以上は全数抽出。資本金階層は下記のとおり。 （資本金階層） 資本金1,000万円未満、1,000万円以上2,000万円未満、2,000万円以上5,000万円未満、5,000万円以上1億円未満、1億円以上5億円未満、5億円以上10億円未満、10億円以上</p> <p>（2）金融業、保険業 業種別及び資本金階層別に層化し、資本金1億円未満の各階層は等確率系統抽出により抽出、資本金1億円以上は全数抽出。 （資本金階層） 資本金1,000万円未満、1,000万円以上1億円未満、1億円以上10億円未満、10億円以上</p> <p>※四半期別調査では、資本金1000万円未満は調査しないが、年次別調査では調査を行う ※ローテーション・サンプリング手法では、毎年4月に業種別・資本金別の各階層に割り当てられた標本法人数の半数を入れ替えし、一度抽出した法人は2年間継続して調査している。</p> <p>【参考：令和元年度調査（年次）対象法人数】 母集団法人数（全体）：290万72社 母集団法人数（金融業、保険業を除く）：283万4376社</p>	<p>調査対象法人（母集団）から資本金階級別・業種別等に一定の方法で標本法人を抽出。</p> <p>【参考：平成30年度分会社標本調査の資本金階級別の標本法人割合】 資本金500万円以下：65.9% 資本金500万円超1000万円以下：70.0% 資本金1000万円超5000万円以下：72.5% 資本金5000万円超1億円以下：65.8% 資本金1億円超10億円以下：59.3% 資本金10億円超：100.0%</p> <p>連結法人：100.0%</p> <p>全法人：67.9% ※全体の標本法人数は、186万455社</p>

3. 公表（作成）時期

SNA(2008)	企業会計 会計基準	財務省 法人企業統計	国税庁 会社標本調査
<p>【四半期速報】 （1次速報）1か月半+2週間後 （2次速報）2か月+10日後</p> <p>【年度推計】 約1年後</p>	<p>原則として事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に各法人が作成</p> <p>法人税の決算申告期限及び納期限が、事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内に定められている。</p> <p>また、証券取引所に株式公開している企業等は、各事業年度終了後、3か月以内に有価証券報告書を金融庁へ提出することが義務づけられている。</p> <p>上場企業については、東京証券取引所は、決算短信の開示時期を「遅くとも決算期末後45日以内に内容のとりまとめを行い、その開示を行うことが適当」（決算短信等の開示に関する要請事項）としている。決算後50日を超える場合、その理由や開示時期の見込みを発表する必要がある。</p>	<p>【年次別調査】（年報） 「年報」の母集団は金融・保険業を除く営利法人で、決算期の異なる標本法人の直前の確定決算の計数を2回（1月、7月）に分けて調査し、結果を9月上旬に公表 2018年度分→2019年9月</p> <p>【四半期別調査】（季報） 「季報」の母集団は金融・保険業を除く資本金1千万円以上の営利法人で、標本法人の直前の四半期における仮決算の計数を年4回（8、11、2、5月）調査し、結果を調査月の翌月上旬（7～9月調査であれば12月上旬）に公表</p>	<p>調査年分の翌々年3月頃</p>

4. 調査の方法

SNA(2008)	企業会計 会計基準	財務省 法人企業統計	国税庁 会社標本調査
各種統計や行政データを利用・推計	法人による自主申告	<p>郵送又はオンラインによる調査（自計記入方式）</p> <p>※調査票の送付、回収及び審査等は、原則として財務局、福岡財務支局、財務事務所、小樽出張所、北見出張所及び沖縄総合事務局が行う</p> <p>※上期（4月から9月まで）及び下期（10月から翌年3月まで）に区分し、各期中に決算期の到来した標本法人の確定決算計数を調査</p>	<p>税務署に提出された対象事業年度分の法人税の確定申告書等に基づいて調査</p> <p>※調査票は、税務署及び国税局において作成後、国税庁に送られ、国税庁にて集計。</p> <p>※調査対象法人（母集団）から資本金階級別・業種別等に一定の方法で標本法人を抽出し、その標本法人の基礎データを基に、母集団全体の計数を推計。</p>

5. 利益項目

SNA(2008)	企業会計 会計基準	財務省 法人企業統計	国税庁 会社標本調査
<p>JSNAにおける企業所得は、国際基準（2008SNA）に従い、国内生産額から中間投入を控除して付加価値額を求めた後、付加価値額から、雇用者報酬、生産・輸入品に課される税、固定資産減耗等を控除した残差として求める。</p> <p>国内生産額－中間投入＝付加価値額 付加価値額－雇用者報酬－生産・輸入品に課される税－固定資産減耗＝企業所得確報値から前年比延長</p>	<p>売上：本業で発生した収益。通常、顧客への販売対価の金額 売上総利益：売上から売上原価を差し引いた利益額 営業利益：売上総利益－販売費及び一般管理費を差し引いたもの 営業外収益：本業以外から発生した収益 経常利益：営業利益に本業以外の損益を調整した利益 特別利益（損失）：臨時的に発生した利益のことです。固定資産の売却益等が該当 税引前当期純利益：経常利益に臨時的に発生した特別損益を調整した利益 当期純利益：税金の金額も差し引いた最終的な会社のもうけ</p>	<p>基本的に企業会計と概念は同じ（企業会計の確定決算係数（四半期は仮決算係数）を基に回答する調査であるため）</p> <p>※企業会計上の当期利益は、税務上の課税所得と同様に、金融利子やキャピタルゲイン・ロスの実現損益等（企業会計上では営業外損益や特別損益に計上）が含まれる。このため、企業会計上の営業利益は、当期利益に比べ、GDP統計の営業余剰（純）に概念上近い。（藤原）</p>	<p><申告所得金額> 法人が税務署に提出した法人税の確定申告書、連結確定申告書又は修正申告書に記載された所得（欠損）金額又は連結所得（欠損）金額をいう。なお、単に「所得」又は「所得金額」という場合、この「申告所得金額」のことをいう。 （注） 所得金額は、法人税法等に基づくものであり、法人の公表決算書等に記載された当期損益額に、例えば、次のようなものを加減算したものをいう。</p> <p>（1）加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却の償却限度超過額 ・各種引当金の繰入限度超過額 ・損金に算入した法人税額、道府県民税額、市町村民税額等（加算税、加算金、延滞税を含む。） ・交際費等、寄附金のうち損金不算入額 <p>（2）減算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却の当期認容額 ・納税充当金から支出した事業税等の金額 ・受取配当等の益金不算入額 ・繰越欠損金の当期控除額 <p>※法人税の課税対象となる所得は、企業会計上の当期利益をベースとしつつも、当該利益から、過年度の繰越欠損金や海外子会社からの配当金が控除される一方で、交際費や寄付金が加算されている。すなわち、税務上の課税所得は、GDP統計の営業余剰（純）の概念とはかなり異なるものとなっている。（藤原）</p>

6. 設備投資

SNA(2008)	企業会計 会計基準	財務省 法人企業統計	国税庁 会社標本調査
<p>設備投資（総固定資本形成）は、原則として耐用年数が1年を超える固定資本形成に対する支出額を計上。</p>	<p>SNAと比較して、当期の利益が保守的に見積もられ、SNAで設備投資として計上されるうちの一部を設備投資ではなく当期に費用計上しているため、設備投資の形状範囲がSNAよりも狭い。</p>	<p>— ※企業会計と同じく</p>	

7. 固定資本減耗・減価償却費

SNA(2008)	企業会計 会計基準	財務省 法人企業統計	国税庁 会社標本調査
<p>日本では、固定資本減耗の推計について、フロー面では企業会計をベースにした簿価ベース、ストック面では時価（再調達価格）ベースに基づいて行われることから、「その他」勘定で、こうしたフローとストック推計における評価方法の違いによる固定資本減耗の計数の差額を記録している。</p> <p>再評価勘定については、国連の93SNAの勧告に従い、以下の2つに分割している。この再評価勘定を設けることで、土地資産や株式資産といった資産項目毎のキャピタルゲイン/ロスを、一般の物価水準の変動分を除いて、他の一般的なものより相対的にどのぐらい価格が変化したかを捉えることが可能となる。</p> <p>(1) 中立保有利得及び損失勘定 資産価格の再評価分としての物価変動に伴う資産価値の変化のうち、一般的な物価水準の変動に伴う資産価格の変化分を記録している。</p> <p>(2) 実質保有利得及び損失勘定 資産価格の再評価としての資産価値の変化のうち、財貨・サービス一般の価格に対して相対的な当該資産の価格変化分を記録しています。</p>	<p>減価償却方法には、会計会計原則では、次の4つがある。</p> <p>(1) 定額法：固定資産の耐用期間中、每期均等額の減価償却費を計上する方法</p> <p>(2) 定率法：固定資産の耐用期間中、每期期首末償却残高に一定率を乗じた減価償却費を計上する方法</p> <p>(3) 級数法：定率法と同じように固定資産の耐用期間中、時間の経過とともに、一定の比率で算術級数的に逓減した減価償却費を計上する方法</p> <p>(4) 生産高比例法：固定資産の耐用期間中、每期当該資産による生産または用役の提供の度合に比例した減価償却費を計上する方法</p> <p>このうち③級数法については税法上認められていない。</p>	<p>基本的に企業会計と概念は同じ</p> <p>(企業会計の確定決算係数（四半期は仮決算係数）を基に回答する調査であるため)</p>	<p>企業会計と比べると、減価償却の対象となる資産が限定され、減価償却の方法は、原則的に選択を認めることとしているものと選択を認めていないものがある（建物については定額法のみ求められている等）。</p>

8. 棚卸資産

SNA(2008)	企業会計 会計基準	財務省 法人企業統計	国税庁 会社標本調査
<p>GDPでは棚卸資産（在庫品）を取得価格ではなく当該期の市場価格で評価することなどにより評価損益を除いている。</p>	<p>大きく次の2つの方法があり選択できる。 (1) 低価法：資産の「期末の時価」と「帳簿価額」を比較し、低い方を評価額とする方法、国際会計基準では一般的 (2) 原価法：在庫として残された棚卸資産の「取得原価」を算定し、その取得原価に基づいて棚卸資産の期末評価を行う方法、取得原価の計算方法については、会計上の次の方法がある。売価還元法、先入先出法、総平均法、移動平均法、個別法、最終仕入原価法 （適用するための条件がある）</p>	<p>－ ※企業会計と同じく</p>	<p>営業利益には棚卸資産価格の変動による影響が含まれている。</p>

9. 研究開発費

SNA(2008)	企業会計 会計基準	財務省 法人企業統計	国税庁 会社標本調査
<p>国民経済計算では、研究開発投資を資本化して計上おり、資本化されたフロー額分生産額が増加し、分配面からみれば総営業余剰として記録される。</p>	<p>人件費・原材料費・間接費等の各原価に含まれている（研究開発費は資産計上が認められず、発生時に費用処理）。</p>	<p>人件費・原材料費・間接費等の各原価に含まれている（研究開発費は資産計上が認められず、発生時に費用処理）。</p>	<p>「開発費」と「試験研究費」に区分される。</p> <p>（1）開発費：原則として随時償却による。</p> <p>（2）試験研究費：総額に対し、一定の税額控除割合により計算された金額（法人税額の20%が上限）を法人税額から控除することが認められている。</p>

10. その他の差異、課題等

SNA(2008)	企業会計 会計基準	財務省 法人企業統計	国税庁 会社標本調査
<p>FISIM：法人企業統計における営業利益では、資金の借り手である非金融法人企業における利子の支払いは、営業外費用であるため除外されていないが、GDPではその一部が金融サービス消費（中間投入）として営業余剰（純）から除外される。</p>		<p>在外支店分の営業利益が含まれている。</p> <p>国内企業の単体決算ベースの集計値であるため、国内に子会社を有する企業の場合は親会社、子会社それぞれの計数がカウントされることになり、二重計上が発生している。</p> <p>法人企業統計は国内企業の単独決算を調査対象としており、海外子会社は含まれない。国内の親会社が海外子会社から配当を受け取れば、親会社の増収増益要因にはなるが、内部留保とすれば法人企業統計の計数には影響を及ぼさないことになる</p>	

アメリカGDIにおける営業余剰について

2021年1月

1. 利用データ／最新年度及び四半期推計の方法

- BEAでは、最新年度以外の年度推計には以下の理由からIRS（歳入庁）の税務会計データを主なデータとして用いている。
 - ・ 明確に規定された、一貫性のある手法を用いて算定されている
 - ・ データとして包括的で、全法人企業（上場/非上場）、全産業が含まれる
- 最新年度推計や四半期推計では税務データではなく、より入手タイミングが合う財務会計データを用いて推計している（以下参照）
- **留意点**：税務会計、財務会計ともにNIPA定義には完璧には適していないため、BEAでは推計時調整、取り込み、補足が主な作業となっている。

最新年度推計	四半期推計
<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度の推計値を基に算出。推計はおよそ75の産業別に別々に行われ、様々なソースデータを基にした指標を用いて算定される。 ・ 主要なソースは、以下2つ。 <ul style="list-style-type: none"> ①センサス局の四半期財務報告(QFR) ②株主レポートのサンプル集計 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期推計（速報）は、季節調整の有無に関わらず、最新年度推計を基に推計される。 ・ 四半期推計で利用される産業指標は最新年度推計と全体的に同じソースデータを基にしている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の産業では、QFRが指標の基となる。 鉱山、製造業、卸、小売り、情報、専門・科学・技術サービス（法律サービスは除く）。 ・ 指標はQFRの損益計算書の税引前利益から、次の項目を除いた値から求める。 a)配当所得、b)資産売却などの非経常的損益、c)外国支店の純利益および非連結子会社の持ち分損益（外国税控除後） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の産業では、株主レポートの集計が全ての項目における指標となる。 建設、行政運営および廃棄物管理サービス、教育サービス、医療と社会援助、芸術・芸能・娯楽、その他サービス（政府を除く）。 ・ 以下の産業では、株主レポートの集計の大方の項目が指標となる。 公益事業（ガス・電気・水道など）、運送・倉庫、金融・保険、不動産・賃借・リース ・ 指標は株主レポートサンプルの利益を基とし、S&Pデータベースから抽出された全ての米国上場企業も含まれる。各産業において、税引前利益から特定経費（税前に除かれている非経常的損益）を除いた項目が指標となる。特定経費の他、BEAの判断で除くものもある。（固定資産減損、未実現時価損益など） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の金融産業については、公的規制機関に提出された報告書が指標となる（例：連邦金融機関検査委員会のCall Report、その他様々な金融機関年次報告等） ・ その他残りの国内産業についてはトレンド推計、その他海外産業はITAs（International Transaction Accounts：国際取引勘定）から推計。 	

2. 最新年度以外の年度推計の方法

- IRSの税務データを基に、以下の方法で調整することで、NIPA定義の営業余剰等を推計している。

Line in NIPA table 7.16	NIPA line item	2015 billion \$	調整の種類と理由	
1	IRS：総収入から控除の合計を減算	1,927.5	産業ごとに総収入から控除の合計を引いたものがIRSから入手できる。これは課税所得ではなく、免税利息を含み、特定法定控除は引かれている)	
2	加算	未申告所得の調整	367.3	主に税務調査が基である。他の税務申告データとは異なり、税務調査数値は調査が解決し、税金が納められた年に含まれる。税務監査に関しては1年のタイムラグが見込まれるため、ミスレポート調整には最新の税務調査数値が前年の調整に使われる。2018年の年次推計確定では、2016年が最新年度で2015年の税務監査の数値を利用
3		集計後調整	66.5	様々な種類が含まれている：特別査定（道路などの修繕工事コスト）、油田ボーナス（採掘権）、罰金、無形償却、等
4		税務申告をしない機関の調整	117.1	
5		内、連邦準備銀行	101.2	FRBは税務申告をしていないためCITRに含まれない
6		内、連邦住宅ローン銀行、農業信用システム	7.9	連邦住宅ローン銀行、農業信用システムのデータ、およびFRBが財務省に払い込んだ金額
7		内、その他機関	7.9	ビジネスや信用組合にサービスを提供する非営利団体
8		国内鉱山資本減耗	20.1	
9		探鉱・立坑・坑井の償却調整	23.9	
10		法人申告における州・地方政府税	56.2	
11		規制投資会社の利息支払い	-156.2	
12		貸倒金	123.9	
13		IP資産の償却調整	96.1	R&D、ソフトウェア、芸能等の資産償却調整
14		災害による調整(net)	0.0	取得原価主義で評価された災害損失から、交換費用で評価された災害関連損失の正味保険収入を差し引いたもの
		減算	納税申告措置	
15	動産売買による売却益・純損失		297.8	(1) 木材、石炭、鉄鉱石、家畜、未収穫の作物の売却益 (2) 固定企業資産の甚大でない("normal")事故による損
16	国内企業から受領した配当金		294.1	
17	外国法人および支店（米国法人向け）の株式の収入		261.0	
18	企業（株式）証券の取引または発行のコスト		55.1	明示的な手数料を請求しない国内の証券ディーラーに企業が支払う帰属金融サービス料金
19	雇用者の従業員確定給付企業年金制度の負担実費に対する超過費	1.4	確定給付型従業員年金制度の雇用者費用には、実際の雇用者拠出金、帰属雇用主拠出金、および積立不足の保険数理上の負債に対する帰属利息を含む	
20	加算	外国法人および支店の株式収入（対象：全在米米国民、付随する支払いの総額）	395.5	
21	NIPA：税引前利益に等しい	2,128.3	NIPA定義の営業余剰	

2. 最新年度以外の年度推計の方法

- 以下の表では、IRSの連邦所得税及び超過利益税に調整を加え、NIPA定義の営業余剰にかかる税金（Profit After Tax）を推計している。

Line in NIPA table 7.16	NIPA line item	2015 billion \$	調整の種類と理由	
22	IRS : 連邦所得税及び超過利益税	481.2		
23	加算	集計後調整、含む税務調査による追徴や交渉、還付金のキャリバック	-0.5	税務調査による追徴や交渉、還付金のキャリバックなど
24		法人申告における州・地方政府税	56.2	NIPAでは対象となる法人税で国税申告には含まれていないもの
25		米国企業による海外所得に基づく外国政府への税支払	10.9	米国企業による海外源泉所得に基づく外国政府への非居住者税支払
26	減算	外国で支払った税金の米国税控除	110.2	外国で支払った税金の米国税控除
27		投資による税控除		投資による税額控除
28		その他税控除	41.4	その他税額控除
29	NIPA : 営業余剰にかかる税金に等しい	396.3	NIPA定義の営業余剰にかかる税金	
30	NIPA : 税引後当期営業余剰 (税引前利益 - 営業余剰にかかる税金)	1,732.0	NIPA定義の税引後当期営業余剰	

2. 最新年度以外の年度推計

- 以下の表では、IRSの現金で支払われた配当金または資産を調整していくことで、NIPA定義の企業からの配当金総額を推計している。

Line in NIPA table 7.16	NIPA line item	2015 billion \$	調整の種類と理由
31	IRS : 現金で支払われた配当金または資産	1,870.1	現金で支払われた配当金
32	集計後調整	-411.4	主に、規制対象の投資会社のキャピタルゲイン分配を削除するための調整で構成
33	加算	連邦準備銀行及び特定連邦支援助信用機関から受領した配当金	114.9
34		海外から受領した配当金、海外への総支払額	162.8
35		法人化されていない在米支社から支払われた在米外国人の所得	9.5
36		規制投資会社の利息支払い	-156.2
37	減算	米国企業から受領した配当金	420.1
38		法人化されていない海外支社から支払われた米国民の所得	4.7
39	NIPA:企業からの配当金総額に等しい	1,164.9	

3. 企業利益に関する定義の違い（一部抽出）

- アメリカにおいても、企業利益に関する財務会計と税務会計、NIPAのそれぞれの定義は異なっている。

項目	財務会計 FA	税務会計 TA	NIPA
減価償却	定額法	加速償却法（年数はFAより短）	定率法（年数はFA, 再調達原価に近い）
在庫引き出し	様々（取得価格、再調達価格など）	FAと同様	再調達価格
将来支出	意志決定時点で費用認識	実際に費用が発生した時点	TAと同様
特定の鉱物探査	資産化し、減価償却	当期費用計上	FAと同様
非適格ストックオプション	経費計上されない	オプション行使時に利益から控除	TAと同様
掘削権に関するボーナス	生産開始後に消耗費計上、採掘断念時には当期経費	FAと同様	支出として捉えない
州政府・地方政府保証債の利息	受領時に計上	非課税扱い	FAと同様
関連外国籍企業からの特定の受領	計上されない	みなし課税所得として扱う	FAと同様
減耗	資産価格に応じ経費計上	総所得の割合で経費計上	経費計上されない
貸倒	貸倒引当金計上時に経費	損失処理時に経費計上	経費計上されない
投資税控除	資産寿命で散らして控除	投資実行時に全額控除	TAと同様
親会社や子会社からの報告	親・子会社が連結報告を提供	連結レポート、あるいは別々のレポートを提供	TAと同様